



2026 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヤ ク ル ト 本 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 成 田 裕
(コード番号: 2267 東証プライム市場)

役員等に対する「株式給付信託（BBT-RS）」の導入に伴う自己株式の処分 に関するお知らせ

当社は、2026 年 2 月 10 日付および 2026 年 5 月 12 日付で、役員等に対する「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）の導入を公表し、その後、2026 年 6 月 24 日開催の第 74 回定時株主総会において、役員報酬として決議されました。（本制度の概要につきましては、2026 年 5 月 12 日付「株式報酬制度の改定に伴う新たな株式報酬制度に関するお知らせ」をご参照ください。）

本導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 8 月 17 日(月)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 341,300 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 2,903 円
(4) 処 分 総 額	990,793,900 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(注) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除きます。）および当社の執行役員（以下あわせて「役員等」といいます。）への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として役員等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2. 処分の目的および理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため、本信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、自己株式を処分するものであります。

処分数量については、当社が定める役員等株式給付規程に基づき信託期間中に役員等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2027年3月末日で終了する事業年度から2031年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分の一部）であり、2026年6月30日現在の発行済株式総数302,753,736株に対し0.11%（2026年3月31日現在の総議決権個数2,902,012個に対する割合0.12%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2026年5月12日付「株式報酬制度の改定に伴う新たな株式報酬制度に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 本信託の概要

- （1）名称 : 株式給付信託（BBT-RS）
- （2）委託者 : 当社
- （3）受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- （4）受益者 : 役員等のうち役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- （5）信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- （6）信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- （7）本信託契約の締結日 : 2026年8月17日（月）
- （8）金銭を信託する日 : 2026年8月17日（月）
- （9）信託の期間 : 2026年8月17日（月）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

4. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値2,903円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

以 上